

Senju Service Manager (SaaS 版)利用規約

本規約は、Senju Service Manager (SaaS 版)（以下「本サービス」と略称します。）を利用されるお客様（以下「お客様」と略称します。）が利用されるにあたり、その利用条件を定めた規約です。お客様が株式会社野村総合研究所（以下「NRI」と略称します。）に対して本サービスの利用に関する申込書を提出なさった場合には、その時点で、お客様とNRIとの間で本規約を内容とする契約（以下「本契約」と略称します）が締結されたものとします。

第1条(定義)

本契約において、次の各号に定める用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。

(1)本サービス

本サービスは、NRI 所定のシステム(共用ソフトウェア及び共用サーバー等)をご利用いただくサービスです(以下あわせて「本件システム」と略称します)。具体的なサービス内容については、本契約に定めるほか、別途 NRI が定めて提示するサービス明細書、利用マニュアルその他書類(以下「明細書等」と略称します)に定めるものとします。

(2)指定ハードウェア

本サービスを使用するために必要となるコンピュータ機器およびその周辺機器であって、お客様がお客様の責任において設置するハードウェアをいうものとします。

(3)インストール

本サービスの「インストール」とは本サービスをコンピュータ機器等に複製し、本サービスの利用の準備を行なえる状態にすることをいうものとします。

(4)利用

本サービスの「利用」とは、本サービスをコンピュータ機器およびその周辺機器を用いて、ネットワーク接続により NRI 所定のシステム(共用ソフトウェア及び共用サーバ等を指します。)にアクセスすることにより、お客様の特定の目的のために、情報の入力、編集、コンピュータ機器および周辺機器間の情報の伝送、蓄積、ディスプレイ等への表示、投影、紙面へのプリントアウト、記録媒体への記録、読み出しを行うことをいいます。

(5)クライアント

本サービスの利用のために必要となるソフトウェアをいひ、NRI は本サービス利用開始前に電子媒体に記録したものを提供するとします。

第2条(料金および支払)

1. 本サービスについての利用料金は、申込書または明細書等にて定めるものとします。

2. お客様は、本サービスの利用料金を、申込書または明細書等にて定める方法により、お支払いいただくものとします。

第3条(本サービスの提供)

2. NRI は、本契約に基づき、善管注意義務をもって NRI 所定申込書記載の利用期間(以下、「利用期間」といいます)お客様に本サービスを提供します。

3. お客様は、NRI から提供を受ける本サービスを、自らの通常業務遂行のためにのみ利用することができるものとします。

4. お客様の本サービスの利用可能範囲(容量)は明細書等に記載します。

5. NRI は、本サービスの全部又は一部の提供を、NRI の責任において第三者に再委託することができるものとします。

6. NRI は、NRI のコンピュータセンターに設置されている本件システムにお客様(関連会社および取引先を含む)がアップロードし共有されるデータ(以下「お客様データ」といいます)に対する不正なアクセスを防止するため、善良なる管理者の注意をもって必要な措置を講ずるものとします。NRIは、お客様に対し、次の各号に定める条件のもとに、本サービスの利用を許諾します。

7. お客様が本サービスを利用するために必要となる端末機器、周辺装置、その他のソフトウェア及び通信回線等の推奨環境は NRI が作成する明細書記載の通りとします。

8. お客様は、本サービスをお客様が業務を委託する第三者に利用させることができるものとします。この場合、当該第三者は、その委託の期間中に限り、かつお客様が委託した業務の目的の範囲においてのみ、本サービスを利用することができます。ただし、当該第三者は、本契約に定められたお客様の制限および制約を全て遵守するものとし、万一当該第三者がその一つにでも違反したときは、その責はお客様が負うものとします。またNRIは当該第三者による要請等に応ずる義務は一切負わないものとします。

9. 本サービス実施に伴ってNRIのサポート業務(初期導入サービス等)が発生する場合、その責任は、通常の注意を払うことによる商業上合理的な努力義務に限るものとし、NRIは当該サポート業務に関して法律上の瑕疵担保責任を含めいかなる責任も負わないものとします。

第4条(管理責任者)

1. お客様は、本サービスの利用に関する申込書を NRI に提出する際に、本サービスの利用に携わる利用者を管理する管理責任者(以下「管理責任者」と略称します)をNRIに通知するものとします。なお管理責任者の変更があった場合、すみやかにNRIにその旨通知するものとします。

2. お客様からの本サービスに関するNRIへの問い合わせは、原則として管理責任者からのみなされるものとします。

3. NRI からの本サービスの中断・メンテナンスに伴う一時停止等の通知・連絡は、管理責任者に対して、e-mailの送信により適宜行われるものとします。なお、e-mail 送信時点にて、お客様に対して通知・連絡がなされたものとみなします。

4. お客様は、別途 NRI が管理責任者に提供する管理ID・パスワード・クライアント証明書等を用いて、本サービスを利用するものとします。お客様は、自己の責任において管理ID・パスワード・クライアント証明書等の管理を十分に行ひ、管理責任者はその管理を徹底するものとします。この管理ID(管理ID)に基づき発行されるユーザIDを含む)及びパスワードを用いた本サービスの利用は、管理責任者の責任において第三者に利用させた場合であっても全てお客様の責任において実施されたものと看做します。

第5条(本サービス内容の変更・停止)

1. NRI は、本サービスの改善等の目的のため本件システムについて自らの判断により、本サービスの内容、本件システムの機能の追加、変更、削除、部分改廃等を行なうことができ、お客様はこれに異議を述べることができないものとします。なお緊急性が高い場合を除き、NRIはお客様に書面または電子的方法により事前の通知を行うものとします。

2. NRI は、NRI および第三者のウェブ・サイトを通じて提供される情報・コンテンツ等の更新、変更、本件システムの臨時保守点検、機器・回線等の故障もしくは停止、または停電、天災、セキュリティ上の措置(緊急対策が必要なセキュリティホールが発見され、製造元・ベンダー等のバッチの適用が間に合わない場合を含む)その他やむを得ない事由の発生等により、お客様に事前の通知を行なうことなく、本サービスの提供を一時的に中断または停止することができるものとします。

3. お客様は、本サービスの有効期間中にNRIとNRIへのライセンス(ここでいうNRIへのライセンスとは本サービスを提供するために必要なソフトウェアをNRIへ許諾している第三者を指します)との間の契約終了又はNRIへのライセンスの破産、廃業、転業、吸収、合併、処分、事業方針の変更等のやむを得ない事情が発生した場合、本サービスの全部又は一部の利用が不可能になる場合があることを予め承諾し、これに異議を唱えないものとします。

4. 前3項に定める事由により、情報入手の遅延、情報の滅失または損壊その他いかなる損害が発生した場合であっても、NRIは一切の責任を負わないものとします。

第6条(権利の帰属)

本サービスに関する著作権などの知的財産権は、すべてNRIおよびNRIに対する権利許諾者が保有するものであり、本契約は、本サービスに関する著作権などの知的財産権の全部または一部をお客様に移転するものではありません。

第7条(他社のソフトウェアの利用等)

1. お客様は、本サービスを利用するにあたり、第三者又はお客様のソフトウア、システム又はサービス(以下、合わせて「他社ソフトウェア」と略称します)を、本サービスと接続する等して利用する場合、お客様は、当該他社ソフトウェアの利用前に、書面により NRI にその旨を通知するものとします。なお、他社ソフトウェアは、お客様が自己の費用と責任において利用するものとし、NRI は、これに関し何らの義務もしくは責任(本サービスの変更、修正を含む。)を負わないものとします。

2. 他社ソフトウェアが本サービスの正常な稼働に影響を及ぼすと NRI が判断した場合、NRI はお客様に対して他社ソフトウェアの利用の中止を求めることがあります。また緊急の場合、お客様以外の本サービスの利用者を防御するために、NRI はお客様に対する事前又は事後の通知をもって、お客様に対する本サービスの提供を中断することができるものとします。

第8条(免責)

1. NRI は、本契約に明示的に保証されている場合を除き、本サービスの機能、本サービスを利用した結果等の一切について、その完全性、正確性、適時性、妥当性、速報性、信頼性、合目的性、有用性、商品性もしくはコンピュータウィルスの感染の有無、知的財産権の不侵害その他いかなる保証も行わず、またこれらに関して担保責任を負いません。

2. NRI は、①本件システムにバグその他の瑕疵・不具合がないこと②本件システムへの不正なアクセスまたは本サービスの不正な利用を完全に防止することを何ら保証するものではなく、そのことにつきお客様はあらかじめ同意するものとします。

3. NRI は、次の各号に掲げる事由又は NRI の支配を超えたその他の事由により、お客様が蒙った損害(本サービスの中断、遅延等が生じた結果による使用不能あるいは情報の滅失又は損壊等の損害を含みます。)については、その責を負わないものとします。

(1)地震、火災、落雷、風水害その他の天災、戦争など当事者の支配を超えた事由により生じる損害。

(2)電子計算機、通信回線の障害、電力事故、輸送機関等の事故又は保全に必要な工事等に起因する損害。

(3)法令制度の改廃又は公権力による命令処分により生じる損害。

(4)本サービスを提供するために必要な機器、設備及び特定ソフトウェア等(以下「本サービス設備」といいます)に対する第三者による物理的侵害のため、本サービス設備が正常に使用できないことによる損害。

(5)NRI の責によらないハードウェアの不具合による損害。

(6)お客様による本サービス設備の操作ミス、お客様操作によるお客様データの破損・滅失又はお客様の指示に従った結果として生じる損害。

(7)お客様又はその指定する者が設置、維持管理する機器装置の障害に起因する損害。

(8)本サービス設備おいて使用される第三者のデータの誤謬に起因する損害。

(9)本件システム・本サービス設備による第三者の知的財産権侵害に起因する損害。

(10)本サービス設備と接続されるお客様のシステム、サービス又はネットワークの不具合に起因する損害。

(11)コンピュータウィルス及び本サービス設備に対するハッキング等不正アクセス行為に起因する損害。

(12)NRI が相当の注意を払ったにもかかわらず予見できなかった本サービス設備又はソフトウェアの不具合並びにトランザクションの過度の集中によるシステムダウンに起因する損害。

(13)お客様又は NRI が接続するインターネット接続プロバイダー又は電気通信事業者の責に帰すべき故障、アクセス不能、性能の劣化に起因する損害。

(14)端末機器、周辺機器、その他のソフトウェア及び通信回線等本サービス設備に含まれるコンピュータプログラムの稼働環境に含まれる第三者のソフトウェアに起因した、コンピュータプログラムの稼働不良(書式変換ソフトウェアにおける変換ミスを含む)に起因する損害。

第9条(限定保証)

1. NRIは、本サービスが第三者の権利を侵害していないことを保証します。万一、お客様が第三者から、本サービスの利用禁止その他本サービスに関するクレームを受けた場合には、お客様は直ちにその状況をNRIに通知するとともに、当該クレーム解決のための全権限を NRI に与えるものとします。この場合、第三者との権利紛争の解決は、NRIがその費用負担において行なうこととします。

2. NRIは、本サービスに関し、お客様の企図する特定の目的への適合性を保証するものではなく、お客様は本サービスの利用結果を自らの責任において判断して使用するものとします。

第10条(禁止行為)

1. お客様は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。お客様が本サービスの利用に関連して以下の行為を行いまたは行うおそれがあると NRI が判断した場合、NRI は、本サービスの利用停止・終了その他の措置を講じることができるものとします。

(1)本契約に反する行為

(2)法令、条例もしくは公序良俗に反する行為

(3)他人のアクセスID等もしくはその他の情報を不正に取得もしくは使用する行為、またはその他の不正アクセス行為

(4)本サービスの運営その他 NRI の営業を妨害する行為、NRI の権利または財産(知的財産権を含みます。以下同じ。)を侵害する行為、本サービスもしくはNRIの名誉もしくは信用を毀損する行為、NRIに成りすます行為、その他態様のいかなを問わず NRI に不当な不利益を与える行為

(5)他人の権利、財産もしくはプライバシーを侵害する行為、他人の営業もしくはサイト運営等を妨害する行為、他人の名誉もしくは信用を毀損する行為、個人情報保護法に反する個人情報の利用行為、コンピュータウィルスに感染したサイト等不適切なハイパーリンク先の登録行為、他人に成りすます行為、その他態様のいかなを問わず他人に不当な不利益を与える行為

(6)本サービスの利用のために必要なソフトウェアの配布が行われた場合に、当該ソフトウェアについて、日本国政府または関連する外国政府より必要な許可等を得ることなしに、当該ソフトウェアの全部または一部を、直接または間接に輸出する行為

(7)残虐もしくは過度に暴力的な表現物、または毒劇物その他人体に危険を及ぼす物品を販売または配布する行為

(8)前7号のいずれかに該当する行為が行われている他人のウェブ・サイトへリンクを張る行為

(9)前各号の他、合理的な理由によりNRIが不適当と判断した行為

2. お客様は、お客様の前項に違反する行為またはその他の故意もしくは過失行為によって NRI に直接または間接に損害が発生した場合には、これを賠償するものとします。また、かかる行為によって第三者に損害が発生し、または第三者との間に紛争を生じた場合、お客様は、自己の責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、NRIに一切迷惑をかけるものとし、

第11条(解除および終了)

1. お客様または NRI は、相手方がその責に帰すべき事由により本契約に違反したときは、書面による催告を行い、30日以内になお履行がないときは書面による通知をもってただちに提供契約を解約することができるものとします。

2. お客様または NRI は、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何ら催告することなく、ただちに提供契約を解約することができるものとします。

(1)支払の停止、又は差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき。

(2)任意整理に着手したとき。

(3)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(4)公租公課の滞納処分を受けたとき。

(5)監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があったとき。

(6)廃業、転業あるいは重要な営業権もしくは営業資産の譲渡等の処分の決議を行ったとき。

(7)株主構成または支配関係に重大な変更が発生しあるいは発生するおそれがあり、提供契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。

(8)資産、信用又は事業に重大な変化が生じ本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(9)自らまたは第三者を介して、相手方に対し、暴力行為、脅迫行為、詐術行為、業務妨害などの違法行為をしたとき

(10)自らとその役員、重要な地位の使用者、主要な株主、主要な委託先もしくはこれらに準ずる者等(以下あわせて「自己の経営関係者等」と略称します)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはその関係者、その他反社会的勢力(以下あわせて「暴力団等」と略称します)であることが判明したとき、自己の経営関係者等が暴力団等の維持運営に協力もしくは関与していることが判明したとき、または自己の経営に暴力団等が関与していることが判明したとき

3. 前項各号の事由の一が生じた場合、その事由が生じた当事者は、期限の利益を喪失するものとし、その相手方は、当該時点における全債務(契約期間中においては、事由の一がお客様側に生じた場合、お客様の債務には中途解約日までの未払いの利用料金およびその他解約料金が含まれます)の弁済を請求することができるものとします。また、相手方がただちに本契約を解約しない場合であっても、書面によって解約権を放棄しない限り、一旦発生した解約権は消滅しないものとします。

4. お客様の責に帰すべき事由により本契約が解除又は解約された場合には、お客様がすでにNRIに支払った料金があっても、NRIは、払い戻ししないものとします。

5. 本条第1項又は第2項の規定により本契約が終了した場合、お客様又は NRI は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第12条(中途解約)

1. お客様が、利用期間中に本契約を中途解約しようとする場合は、中途解約日の2ヶ月前までにその旨を書面(以下、「解約通知」といいます)にてNRIに通告するものとします。

2. お客様は、中途解約日までに発生した未払いの利用料金をNRIに支払うものとします。

3. NRI が、本サービスの提供終了に伴い本契約を中途解約しようとする場合は、中途解約日の2ヶ月前までに解約通知にてお客様に通告するものとします。

第13条(契約終了時の措置)

本契約が終了した場合には、お客様は直ちに(a)本サービスの利用を中止し、(b)NRIより提供されたクライアント、明細書等およびその全ての複製物を破棄、消去して、その旨NRIに書面をもって通知し、またはNRIに返還し、また(c)本サービスについて貸与を受けた物品がある場合にはそれをすみやかにNRIに返還するものとします。この義務は、いかなる種類の媒体なしにコンピュータモニター上に記録されているか、あるいは変更されまたは他のものと組み合わせられているかを問わず、全ての形式のクライアント、明細書等およびそれらの複製物に適用されるものとします。

2. 本契約終了後、NRI は直ちに本件システムに記録されているお客様データの一切を消去・廃棄するものとし、そのことにつきお客様は異議を申し立てないものとします。

第14条(賠償責任)

1. NRIは、つぎの各号に定める場合には、賠償責任を負わないものとします。

(1)本サービスを使用した結果としてお客様が損害を被った場合

(2)本契約においてNRIが責を負わないことを定めている場合

(3)本契約に定めるお客様の義務が履行されない場合

2. 前項に定める場合を除き、本契約の履行に関して、NRIの責めに帰すべき事由に基づき、お客様が損害を受けた場合には、逸失利益を除く通常損害に限り、第2条に定める月額利用料金額の範囲内で、NRIはお客様に対して賠償の責を負うものとします。

ただし、NRIは、いかなる場合においても、お客様または第三者の特別損害(逸失利益、データの損失を含む)について責を負うものではありません。

第15条(システム監査)

1. お客様は、事前に書面によりNRIに通知しその条件を協議決定したうえで、所定の監査対応費用をNRIに支払うことを条件として、自己の責任と費用負担において本サービスに関係する NRI のコンピュータセンター又は事務所につき、システム監査を行うことができるものとします。但し、NRI は、自己と同一もしくは類似の事業を行っている又は競合関係にあるもしくはこれらになり得る者による監査(お客様による監査に同席する場合を含む)を拒否することができるものとします。

2. 前項の場合、お客様は、当該監査を通じて知り得た NRI の機密情報につき本契約に定める機密保持義務を負うとともに、NRI 所定の合理的な保安基準及び入退館管理規程等に従うものとします。

3. 本条第1項に基づく監査の結果、NRI が本契約に定める条件に違反していることが客観的な証拠に基づき判明した場合には、NRI は、お客様の請求に応じ本契約の条件に基づき違反行為を是正するものとします。

第16条(譲渡)

お客様は、本契約および本契約上の権利義務を、NRIの書面による事前の同意なく第三者に譲渡または移転してはならないものとします。

第17条(秘密保持義務)

お客様は、NRIから事前に書面による同意を得た場合を除き、本サービスの提供・運用に関連してNRIが提供した明細書等及びその他NRIが秘密である旨書面により指定した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示・漏洩し、または本サービスの提供・利用以外の目的に使用しないものとします。

第18条(準拠法)

本契約は、日本の法令に準拠して解釈されるものとします。

第19条(裁判)

本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条(協議)

本契約に規定のない事項ならびに本契約に関する疑義については当事者が信義、誠実の原則に従って協議し、円満解決を図るものとします。